

品川区リフト・寝台付福祉タクシー事業実施要綱

制定 平成 3年4月1日区長決定 要綱第 52号

改正 平成 5年4月1日

平成 8年4月1日

平成 17年4月1日

改正 平成 21年3月25日部長決定要綱第 289号

改正 平成 27年3月31日部長決定要綱第 346号

(目的)

第1条 この要綱は、外出時に車椅子を利用する者および寝たきりの状態にある者(以下「車椅子利用者等」という。)の社会生活の利便と生活圏の拡大を図るため、区が自動車運送事業者と提携し、リフト・寝台付福祉タクシー(以下「リフトタクシー」という。)を運行するに当たって、必要な事項を定めることにより、車椅子利用者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の実施方法)

第2条 この事業は、自動車運送事業者と別に定める委託契約により行うものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外出時の移動手段として、常時車椅子を使用している者、および寝たきりの状態にある者。
- (2) 寝たきり等により、介護を必要とする利用者が、リフトタクシーを使用する場合は、必ず介護人が付き添うものとする。
- (3) 前号に掲げる者のほか、区長が特に必要があると認める者。

(運行形態)

第4条 この事業の運行形態は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 運行は通年とする。ただし、車両の法定点検等やむを得ない事情の下では運行を休止することができる。
- (2) 運行時間は、午前8時から午後8時までとする。
- (3) 利用者に支障のない場合は、その待ち時間を他の利用者の運行に供することができるものとする。

(運行範囲)

第5条 リフトタクシーの運行範囲は、原則として東京都内および近接県とする。

(利用申込)

第6条 リフトタクシー利用しようとする時は、つぎの各号に基づいて、自動車運送事業者に申し込むものとする。

- (1) 申込みは、利用日の前日までに行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、利用当日でも申し込むことができる。
- (2) 申込みは、午前8時から午後5時までに行なうものとする。

(料金の負担)

第7条 リフトタクシーの乗車に係る利用料金は、使用時における道路運送法第8条第1項により関東運輸局長より認可されている一般タクシー(中型車)の運賃額とし、利用者の自己負担とする。

- 2 利用者は、前項の料金を自動車運送事業者に直接支払うものとする。
- 3 利用者は、料金の支払いに際して、品川区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱(昭和55年4月1日要綱第140号)により交付された利用券を使用できるものとする。

(定めのない事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が定める。

付則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

改正後の品川区リフト・寝台付福祉タクシー事業実施要綱の規定は平成8年5月1日以降の利用にかかる利用料金について適用する。

付則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。